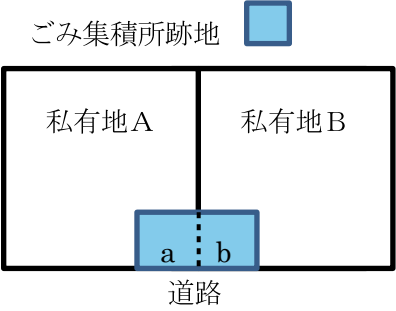
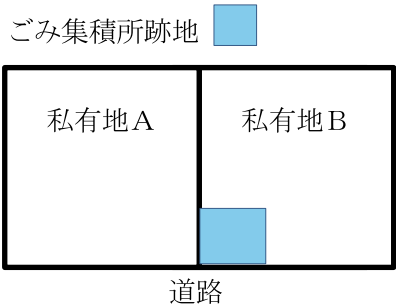


ごみ集積所に関するQ&A

	質問	回答
1	ごみ集積所跡地は、誰でも購入することができますか？	ごみ集積所跡地を購入することができるのは、購入を希望するごみ集積所跡地に隣接している土地を所有している方に限られます。
2	跡地に隣接している土地の所有者ですが、その跡地を購入できない場合がありますか？	当該跡地が、市で実施している「集団資源回収事業」などで使用している場合、道路予定地となっている場合は、購入できないことがあります。詳細については資源循環推進課までお問い合わせください。
3	私は私有地 A の所有者ですが、下図のようにごみ集積所跡地が 2 つの私有地に接している場合、どのように購入することになりますか？  The diagram illustrates a waste collection site (blue square) located between two private lands, A and B. The site is divided into two parts, a and b, by a dashed line. The road is labeled '道路'.	私有地 A の所有者の方は、私有地 B の所有者の方の同意があれば、集積所跡地全体（a 及び b）を購入することができます。この場合、私有地 B の所有者の同意書を提出していただきます。一方、私有地 B の所有者の方が集積所跡地の購入を希望した場合には、私有地 A と私有地 B の所有者の方で集積所跡地を分筆（破線部分）していただき、私有地 A の所有者の方は集積所跡地 a を、私有地 B の所有者の方は集積所跡地 b を購入することができます。

ごみ集積所に関するQ＆A

4	私は私有地 A の所有者ですが、集積所跡地を購入することができますか？ ごみ集積所跡地 	私有地 A の所有者の方は原則として購入することができません。ただし、私有地 A の所有者の方が集積所跡地を購入することについて、私有地 B の所有者の方が同意する場合に限り、私有地 A の所有者の方は集積所跡地を購入することができます。
5	ごみ集積所跡地の購入にかかる費用には、どんなものがありますか？	土地売買代金のほかに、住民票の写しや登記事項証明書等の取得費用、土地売買契約書に貼付する収入印紙代金、所有権を移転する際にかかる登録免許税等がかかります。おおよその売却代金につきましては、相談の際にお伝えすることが可能です。 そのほか、ごみ集積所跡地に存在するブロック塀等の工作物を撤去する場合、その費用についても購入者の負担となります。
6	ごみ集積所跡地の土地売買代金（売却予定価格）はいくらになりますか。	ごみ集積所跡地の購入に係る費用は、それぞれの立地条件や広さによって変わります。相談の際に、概算の金額をお伝えすることが可能ですので、資源循環推進課までお問い合わせください。
7	ごみ集積所跡地の購入にかかる土地代金（売却予定価格）はどのように計算がされますか？	具体的には以下の算式により計算されます。 $(\text{土地代金}) = (\text{固定資産税路線価}) \times (\text{時点修正率}) \times (\text{減価率}) \times (\text{地積}) \times 0.5$

ごみ集積所に関するQ&A

		※土地代金の算定において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
8	購入を希望するごみ集積所跡地にブロック塀が存在しています。購入後にブロック塀の撤去を考えていますが、どの段階で撤去工事が可能ですか？	所有権の移転が終了した後で撤去工事をしていただくこととなります。土地売買代金を受領してから所有権の移転登記まで1か月程度かかるため、その間に撤去工事をしていただくことはできませんので、ご注意ください。
9	「西東京市所有集積所売払い申請書」はどこで手に入りますか？	市ホームページから印刷していただくか、資源循環推進課窓口にてお渡ししております。なお、「西東京市所有集積所売払い申請書」を提出いただく場合には、円滑な手続きのため、事前にお問い合わせをお願いします。
10	「西東京市所有集積所売払い申請書」の記入方法がわかりません。どうしたらよいですか？	「西東京市所有集積所売払い申請書記入方法・記入例」をご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、資源循環推進課へお問い合わせ願います。
11	「西東京市所有集積所売払い申請書」への押印は、認印を使用してよいですか？	「西東京市所有集積所売払い申請書」への押印に印鑑の種類は指定しておりませんので、認印を使用いただいても結構です。なお、土地売買契約を締結する際の契約書への押印は、実印を使用いただきますのでご了承ください。（法人が購入申請をする場合、「西東京市所有集積所売払い申請書」については代表者印の押印と印鑑登録証明書の添付が必要となります。ご注意ください。）
12	「西東京市所有集積所売払い申請書」の提出は、郵送やFAXで行ってもよいですか？	「西東京市所有集積所売払い申請書」の記載内容の確認や添付書類の過不足の確認を行いますので、直接資源循環推進課窓口へご来庁いただいたうえでのご提出をお願いしております。

ごみ集積所に関する Q & A

13	「西東京市所有集積所売払い申請書」の提出にあたって、事前の相談等は必要ありませんか？	事前のお問い合わせ等がない場合であっても「西東京市所有集積所売払い申請書」をご提出いただくことは可能ですが、円滑な手続きのために事前にお問い合わせをいただきますよう、お願いしております。
----	--	---